

おくやみハンドブック

坂東市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンやPCで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できるおくやみ手続きナビもぜひご利用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/8228>



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

坂東市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様になんとか役立てば幸いです。

事前準備について

坂東市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

おくやみ手続きナビのご案内

坂東市では遺族の負担軽減を考え、おくやみ手続きナビも作成しております。約60種類以上ある手続きの中から、簡単な質問に答えるだけで必要な手続きを確認できるナビゲーションツールです。ぜひご活用ください。

おくやみ
手続きナビは
こちらから



質問に答える



STEP 3 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、坂東市役所へお越しください。
※死亡届出に伴うお手続きのご案内をお持ちの方はご持参ください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- ☐ 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ、後期高齢者医療資格確認書
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 医療福祉費受給者証（マル福）、すこやか医療費受給者証
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

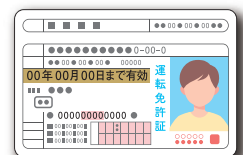
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険資格確認書、国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、介護保険被保険者証、医療福祉費受給者証（マル福）、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみ窓口のご案内

坂東市では、亡くなられた方に関する手続きが行える専用窓口「おくやみ窓口」を設置しています。※坂東市に住民登録をされていた方が対象です。

おくやみ窓口でできること

●必要な手続きをまとめて行えます。

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、ワンストップで完了することができます。

※手続きの内容によっては当日で完了しない場合があります。

場 所：坂東市役所 1 階 おくやみ窓口

受付時間：午前 9 時 00 分～午前 11 時 00 分まで
午後 1 時 00 分～午後 4 時 00 分まで
(土・日・祝休日・年末年始を除く)

問い合わせ：坂東市役所 市民課

0297-35-2121 (代) 0280-88-0111 (代)



【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に確認ができる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。亡くなった方についての質問にお答えいただくことで手続きの場所や必要な手持ち物、窓口のご案内をしています。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/8228>



質問に答えて

おくやみ手続きナビ

トップ > ○○市での手続き > 質問に答えて検索

回答状況
0% 50% 100%

亡くなった方の年齢について、あてはまるものを選んでください

- ☐ 亡くなった方は20歳未満であった
- ☐ 亡くなった方は20～39歳であった
- ☐ 亡くなった方は40～49歳であった
- ☐ 亡くなった方は50～59歳であった
- ☐ 亡くなった方は60～64歳であった
- ☐ 亡くなった方は65～69歳であった
- ☐ 亡くなった方は70～74歳であった
- ☐ 亡くなった方は75歳以上であった

次へ >

手続き抽出

おくやみ手続きナビ

トップ > ○○市での手続き > 質問に答えて検索 > あなたに該当する手続き

あなたに該当する手続き

- マイナンバーカードの返納**
所有者が亡くなった場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。
- 年金の受給権者死亡届**
年金を受給している方が亡くなった場合、年金の受給権者死亡届を年金事務所に提出する必要があります。ただし、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が記録されて...
- 未支給年金の請求**
年金を受給している方が亡くなった場合、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。厚生年金を受給して...
- 死亡届の提出**
死亡の事実を知った日から7日以内（国外で死亡したときは3か月以内）に死亡届の提出が必要です。死亡届の申請または届出人の所在地または死亡した場所の市区役所...

詳細確認

おくやみ手続きナビ

トップ > ○○市での手続き > 質問に答えて検索 > あなたに該当する手続き > マイナンバーカードの返納

マイナンバーカードの返納

所有者が亡くなった場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。

手続きできる人

どなたでも可

持ち物

故人のもの

- ・マイナンバーカード

ご遺族のもの

- ・本人確認書類

期限

なし

手続き場所

対応窓口	市民課
お問い合わせ	000-000-0000

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	詳細ページ
登住 録民	☐	マイナンバーカード・住民基本台帳カード・印鑑登録証(市民カード)を持っていた	P.7
年金	☐	国民年金・厚生年金に加入または受給していた	P.8
	☐	共済年金に加入または受給していた	
健康 保険 ・ 医療 福祉	☐	国民健康保険に加入していた	P.9
	☐	国民健康保険に加入しており、葬祭のための費用が発生した	
	☐	亡くなられた方が世帯主で、同じ世帯に国民健康保険に加入している世帯員がいる	
	☐	後期高齢者医療制度に加入していた	P.10
	☐	後期高齢者医療制度に加入しており、葬祭のための費用が発生した	
	☐	医療福祉費受給者証(マル福)またはすこやか医療費受給者証を持っていた	
保介 険護	☐	介護保険被保険者証を持っていた	P.11
高齢 者 福祉	☐	訪問理髪サービス利用券を持っていた	P.12
	☐	ねたきり高齢者等紙おむつ購入助成券を持っていた	
	☐	公共交通利用券を持っていた	
	☐	配食サービスを利用していた	P.13
	☐	緊急通報システムを利用していた	
子育 て	☐	児童扶養手当を申し込みたい	P.14
	☐	20歳未満でひとり親家庭等医療費助成の対象児童である	
	☐	子どもが認定こども園・保育園などに入所している	P.15
	☐	子どもが放課後児童クラブに入所している	
	☐	児童手当を受給していた	P.16
	☐	児童扶養手当を受給していた	P.17

区分	☑	該当事項	詳細ページ
障がい福祉	☐	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っていた	P.18
	☐	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた	
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.18-19
	☐	特別障害者手当または障害児福祉手当を受給していた	P.19
	☐	在宅障害児福祉手当を受給していた	
	☐	福祉サービスを利用していた	P.20
	☐	指定難病特定医療費受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証を持っていた	
	☐	心身障害者扶養共済制度に加入していた	P.21
税金	☐	固定資産（所有権移転登記が済んでいない）を持っていた	P.22
	☐	代表として固定資産を共有していた	
	☐	市・県民税が課税されていた	P.23
	☐	原動機付自転車（125cc以下）や小型特殊自動車（トラクターなど）を持っていた	
	☐	口座振替をしていた	P.24
その他	☐	犬を飼っていた	P.25
	☐	浄化槽の管理者であった	
	☐	墓地の管理者であった	
	☐	上下水道を使用していた	P.26
	☐	農地を所有していた	
	☐	農業者年金を受給していた	P.27
	☐	農地中間管理事業を利用していた	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・住民基本台帳カード・印鑑登録証（市民カード）を持っていた

手続き カードの返納または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方のカードは、死亡日をもって廃止されるため、手続きは不要です。カードをお持ちの場合は返納いただくか、破棄してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、相続などの手続きで必要になる場合があります。手続きが完了してから返納または破棄するか、番号を控えておくことをお勧めします。	なし
	手続き可能な人
	問い合わせ先
必要なもの	市民課 ☎ 0297-21-2186

MEMO

2. 年金に関する手続き

国民年金・厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や期間、受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。保険年金課からの「おくやみ手続きのお知らせ（年金）」をご確認ください。	各手続きにより違うため、詳細はお問い合わせください。
	手続き可能な人 生計を同じくしていた3親等内の親族
必要なもの	問い合わせ先
保険年金課からの「おくやみ手続きのお知らせ（年金）」をご確認ください。	保険年金課 ☎ 0297-21-2187 下館年金事務所 ☎ 0296-25-0829

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や期間、受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	—
	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
各共済組合にご確認ください。	各共済組合

3. 健康保険・医療福祉に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き 国民健康保険の資格喪失届

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合、届出が必要です。	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ	相続人代表者
☐ 限度額適用認定証（該当者のみ）	問い合わせ先
☐ 特定疾病療養受療証（該当者のみ）	保険年金課
☐ 本人確認書類	☎ 0297-21-2187

国民健康保険に加入しており、葬祭のための費用が発生した

手続き 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類	葬祭執行者（喪主）
☐ 葬祭執行者の氏名が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状）	問い合わせ先
☐ 口座番号確認書類（葬祭執行者名義）	保険年金課
	☎ 0297-21-2187

亡くなられた方が世帯主で、同じ世帯に国民健康保険に加入している世帯員がいる

手続き 国民健康保険の世帯主変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は届出が必要です。	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類	ご遺族
☐ 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ（世帯全員分）	問い合わせ先
	保険年金課
	☎ 0297-21-2187

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き 後期高齢者医療制度の資格喪失にともなう手続き

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合、届出が必要です。保険給付の受領申請、保険料の精算申出の手続きなどを行います。	死亡から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 後期高齢者医療資格確認書	相続人代表者
☐ 特定疾病療養受療証（該当者のみ）	問い合わせ先
☐ 本人確認書類	保険年金課
☐ 口座番号確認書類（相続人代表者名義）	☎ 0297-21-2187

後期高齢者医療制度に加入しており、葬祭のための費用が発生した

手続き 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類	葬祭執行者（喪主）
☐ 葬祭執行者の氏名が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状）	問い合わせ先
☐ 口座番号確認書類（葬祭執行者名義）	保険年金課
	☎ 0297-21-2187

医療福祉費受給者証（マル福）またはすこやか医療費受給者証を持っていた

手続き 受給者証の返却

手続き詳細	期 限
医療福祉費受給者証（マル福）またはすこやか医療費受給者証をお持ちの方が亡くなられた場合、受給者証を返却していただく必要があります。	死亡から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 医療福祉費受給者証（マル福）またはすこやか医療費受給者証	ご遺族
	問い合わせ先
	保険年金課
	☎ 0297-21-2187

4. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証を持っていた

手続き 介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証などについて、市役所の窓口で返却していただく必要があります。	死亡から 14 日以内
介護保険料還付金・介護給付費など受領申請書をご記入いただきます。	手続き可能な人 相続人代表
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証 ☐ 相続人代表者名義の預金通帳	介護福祉課 ☎ 0297-21-2193

MEMO

5. 高齢者福祉に関する手続き

訪問理髪サービス利用券を持っていた

手続き 訪問理髪サービス利用券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の訪問理髪サービス利用券について、市役所の窓口で返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 訪問理髪サービス利用券	介護福祉課 ☎ 0297-21-2193

ねたきり高齢者等紙おむつ購入助成券を持っていた

手続き ねたきり高齢者等紙おむつ購入助成券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方のねたきり高齢者等紙おむつ購入助成券について、市役所の窓口で返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ ねたきり高齢者等紙おむつ購入助成券	介護福祉課 ☎ 0297-21-2193

公共交通利用券を持っていた

手続き 公共交通利用券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の公共交通利用券について、市役所の窓口で返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 公共交通利用券	介護福祉課 ☎ 0297-21-2193

5. 高齢者福祉に関する手続き

配食サービスを利用していた

手続き 廃止届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方のサービス利用の廃止について、市役所の窓口で届出していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	介護福祉課 ☎ 0297-21-2193

緊急通報システムを利用していた

手続き 緊急通報システムの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の緊急通報システム一式について、市役所の窓口で返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 緊急通報システム一式	介護福祉課 ☎ 0297-21-2193

6. 子育てに関する手続き

児童扶養手当を申し込みたい

手続き 児童扶養手当の受給申請

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭などになり、かつ養育している児童が満18歳の年度末まで（障がい児は20歳未満）の場合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、遺族年金などの受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 戸籍全部事項証明書 ☐ 年金手帳 ☐ 本人確認書類 ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 年金手帳 ☐ 所得課税証明書 ☐ 口座番号確認書類	こども課 ☎ 0297-21-2191

20歳未満でひとり親家庭等医療費助成の対象児童である

手続き ひとり親家庭等医療費助成の申請

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している子どもが満18歳の年度末まで（障がい児は20歳未満）の場合、ひとり親家庭等医療費助成を申請することができ、所得が一定の額未満の方について、診療の自己負担分を助成します。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
詳しくはお問い合わせください。	保険年金課 ☎ 0297-21-2187

6. 子育てに関する手続き

子どもが認定こども園・保育園などに入所している

手続き 認定こども園・保育園などの手続き

手続き詳細	期 限
認定こども園・保育園などに登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類 ☐ マイナンバー確認書類	こども課 ☎ 0297-21-2191

子どもが放課後児童クラブに入所している

手続き 放課後児童クラブの手続き

手続き詳細	期 限
入所児童の保護者が亡くなり、放課後児童クラブに登録している世帯構成や住所、保護者などに変更があった場合、変更内容を確認させていただき、必要に応じて手続きをしていただきます。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類	こども課 ☎ 0297-21-2191

児童手当を受給していた

手続き① 児童手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

手続き詳細	期 限
児童手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類 ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 口座番号確認書類 ☐ 健康保険被保険者証・資格確認書	こども課 ☎ 0297-21-2191

手続き② 児童手当の受給事由消滅届

手続き詳細	期 限
児童手当の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	こども課 ☎ 0297-21-2191

6. 子育てに関する手続き

児童扶養手当を受給していた

手続き① 児童扶養手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。所得制限があり、年金などの受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。 また申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 戸籍全部事項証明書 ☐ 本人確認書類 ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 口座番号確認書類	こども課 ☎ 0297-21-2191

手続き② 児童扶養手当の受給事由消滅届

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	こども課 ☎ 0297-21-2191

7. 障がい福祉に関する手続き

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳	どなたでも可
	問い合わせ先
	社会福祉課 ☎ 0297-21-2190

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却していただく必要があります。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）	社会福祉課 ☎ 0297-21-2190

特別児童扶養手当を受給していた（保護者が亡くなられた場合）

手続き 受給者死亡届の提出（未払い分がある場合は未払手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）

手続き詳細	期 限
受給資格喪失の手続きとともに新規認定請求が必要です。また、未支給分の請求が必要となる場合があります。	原則、亡くなられた月と同月内
※詳しくはお問い合わせください。	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
詳しくはお問い合わせください。	社会福祉課 ☎ 0297-21-2190

7. 障がい福祉に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた（児童が亡くなられた場合）

手続き 資格喪失届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
資格喪失または額改定の手続きが必要です。 ※詳しくはお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	特別児童扶養手当受給者
必要なもの	問い合わせ先
詳しくはお問い合わせください。	社会福祉課 ☎ 0297-21-2190

特別障害者手当または障害児福祉手当を受給していた

手続き 資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
資格喪失手続きが必要です。未払い分がある場合は請求手続き、過払い分がある場合は返納手続きが必要になります。	速やかに
	手続き可能な人
	同居のご家族など
必要なもの	問い合わせ先
詳しくはお問い合わせください。	社会福祉課 ☎ 0297-21-2190

在宅障害児福祉手当を受給していた

手続き 資格喪失または受給者の変更

手続き詳細	期 限
受給されていた保護者または児童が亡くなられた場合、資格喪失または受給者変更の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	同居のご家族など
必要なもの	問い合わせ先
詳しくはお問い合わせください。	社会福祉課 ☎ 0297-21-2190

福祉サービスを利用していた

手続き 受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉サービスを受給していた場合、福祉サービス受給者証を返却していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 福祉サービス受給者証	社会福祉課 ☎ 0297-21-2190

指定難病特定医療費受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証を持っていた

手続き 受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が指定難病特定医療費受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちだった場合、受給者証を返却していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人 同居のご家族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 指定難病特定医療費受給者証 ☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証	社会福祉課 ☎ 0297-21-2190 古河保健所 ☎ 0280-32-3062

7. 障がい福祉に関する手続き

心身障害者扶養共済制度に加入していた(掛金を支払っていた方が亡くなられた場合)

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	年金を受給する方または年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
詳しくはお問い合わせください。	社会福祉課 ☎ 0297-21-2190

心身障害者扶養共済制度に加入していた(年金を受給予定していた方が亡くなられた場合)

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金の請求書の提出

手続き詳細	期 限
加入者が生存中、年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	年金加入者または扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
詳しくはお問い合わせください。	社会福祉課 ☎ 0297-21-2190

心身障害者扶養共済制度に加入していた(年金を受給していた方が亡くなられた場合)

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、届出書の提出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
詳しくはお問い合わせください。	社会福祉課 ☎ 0297-21-2190

8. 税金に関する手続き

固定資産（所有権移転登記が済んでいない）を持っていた

手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
固定資産の所有者が亡くなられた場合、相続を受ける人のうち1名を代表として選び、届出をする必要があります。ここで設定された相続人代表者は、所有権移転登記が完了するまで有効となります。 ※相当の期間内に手続きがされない場合、相続人の代表者を指定させていただく場合があります。 ※相続人が相続放棄をした場合、その方に納税義務は承継されません。その場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しを提出してください。 なお、相続放棄をした方が複数人いる場合は、相続放棄をした全員の通知書の写しが必要です。	3か月以内
	手続き可能な人
	相続人・ご遺族
	問い合わせ先
	課税課 ☎ 0297-21-2213
必要なもの	

代表として固定資産を共有していた

手続き 共有名義分納税者の変更届

手続き詳細	期 限
固定資産を複数人で共有していて、代表者を変更する場合には、変更の届出が必要となります。	3か月以内
	手続き可能な人
	共有者・相続人・ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	課税課 ☎ 0297-21-2213

8. 税金に関する手続き

市・県民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定の手続き

手続き詳細	期 限
相続人のうち、どなたが代表者となるか手続きが必要です。亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付します。 ※相当の期間内に手続きがされない場合、相続人の代表者を指定させていただきます場合があります。 ※相続人が相続放棄をした場合、その方に納税義務は承継されません。その場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しを提出してください。 なお、相続放棄をした方が複数人いる場合は、相続放棄をした全員の通知書の写しが必要です。	3 か月以内
	手続き可能な人
	相続人・ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	課税課 ☎ 0297-21-2213

原動機付自転車（125cc以下）や小型特殊自動車（トラクターなど）を持っていた

手続き 名義変更または廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量 125cc 以下のバイクやトラクターなどの所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から 15 日以内 廃車は死亡から 30 日以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ ナンバープレート（廃車の場合のみ） ☐ 届出人の本人確認書類	課税課 ☎ 0297-21-2213

口座振替をしていた

手続き 振替口座の変更・停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の口座から市税の振替をしていた場合、振替口座の変更または停止の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 認印 ☐ 新たな振替口座番号の確認書類 ☐ 銀行届出印	収納課 ☎ 0297-21-2208

MEMO

9. その他

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期 限
市役所で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出するものです。	飼い主が死亡して30日以内
	手続き可能な人
	新しい飼い主
必要なもの	問い合わせ先
	生活環境課 ☎ 0297-21-2189

浄化槽の管理者であった

手続き 浄化槽の変更届

手続き詳細	期 限
浄化槽の管理者が亡くなられた場合、相続人または新しい管理者への名義変更または廃止・休止手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人または新しい管理者
必要なもの	問い合わせ先
	生活環境課 ☎ 0297-21-2189

墓地の管理者であった

手続き 墓地管理者の変更届

手続き詳細	期 限
墓地管理者が亡くなられた場合、相続人または新しい管理者への名義変更の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人または新しい管理者
必要なもの	問い合わせ先
	生活環境課 ☎ 0297-21-2189

上下水道を使用していた

手続き 名義変更届出

手続き詳細	期 限
上下水道の名義人が亡くなられた場合は、相続人への名義変更手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 認印	下水道課 ☎ 0297-21-2198 水道課 ☎ 0297-35-2114

農地を所有していた

手続き 農地を相続により取得した場合の届出

手続き詳細	期 限
農地を所有していた方が亡くなられた場合、農地法の手続きが必要となります。	権利を取得したことを知った日から概ね10か月以内
	手続き可能な人 相続人 相続人から委任を受けた者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農地法第3条の3第1項の規定による届出 ☐ 登記情報のわかるもの（登記完了証の写し） ☐ 窓口に来庁される方の本人確認書類	農業委員会事務局 ☎ 0297-21-2206

9. その他

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられた場合、ご遺族の方は概ね10日以内に「農業者年金死亡関係届出書」を住所地のJAへ提出してください。	概ね10日以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書(ある方は) ☐ 亡くなられた方の死亡日が記載してあるもの(除籍謄本) ☐ 亡くなられた方と請求者との親族関係を明らかにする戸籍(戸籍謄本)など ☐ 請求者のJAの通帳と印鑑	農業委員会事務局 ☎ 0297-21-2206

農地中間管理事業を利用していた

手続き 利用権設定申出書の提出

手続き詳細	期 限
農地中間管理機構を通して農地を貸し付けしている方が亡くなられた場合、「利用権設定申出書」の提出による名義変更の手続きをお願いします。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 登記情報のわかるもの(登記完了証の写し) ☐ 口座振込依頼書(貸借料が現物の場合不要)	農業政策課 ☎ 0297-21-2194

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

☒	主な手続き	問い合わせ先
☐	運転免許証の返納	境警察署 ☎ 0280-86-0110 茨城県警察運転免許センター ☎ 029-293-8811
☐	預貯金口座などの口座凍結解除	各金融機関
☐	生命保険などの請求	加入していた生命保険会社 または代理店
☐	国税（相続税・所得税・消費税）申告	古河税務署 ☎ 0280-32-4161
☐	不動産登記	水戸地方法務局下妻支局 ☎ 0296-43-3935
☐	相続放棄	水戸家庭裁判所下妻支部 ☎ 0296-43-6781
☐	普通自動車、バイク（125cc 超）の名義変更・廃車	茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2018
☐	軽自動車の名義変更・廃車	軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所 ☎ 050-3816-3106
☐	クレジットカードの解約	各契約会社
☐	固定電話、携帯電話の契約継承、解約	
☐	電気・ガス・インターネットなどの名義変更・解約	
☐	NHK 受信料の名義変更・解約	NHK フリーダイヤル ☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただき、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明証を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要ことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明証

▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

市民課

☎ 0297-21-2186

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

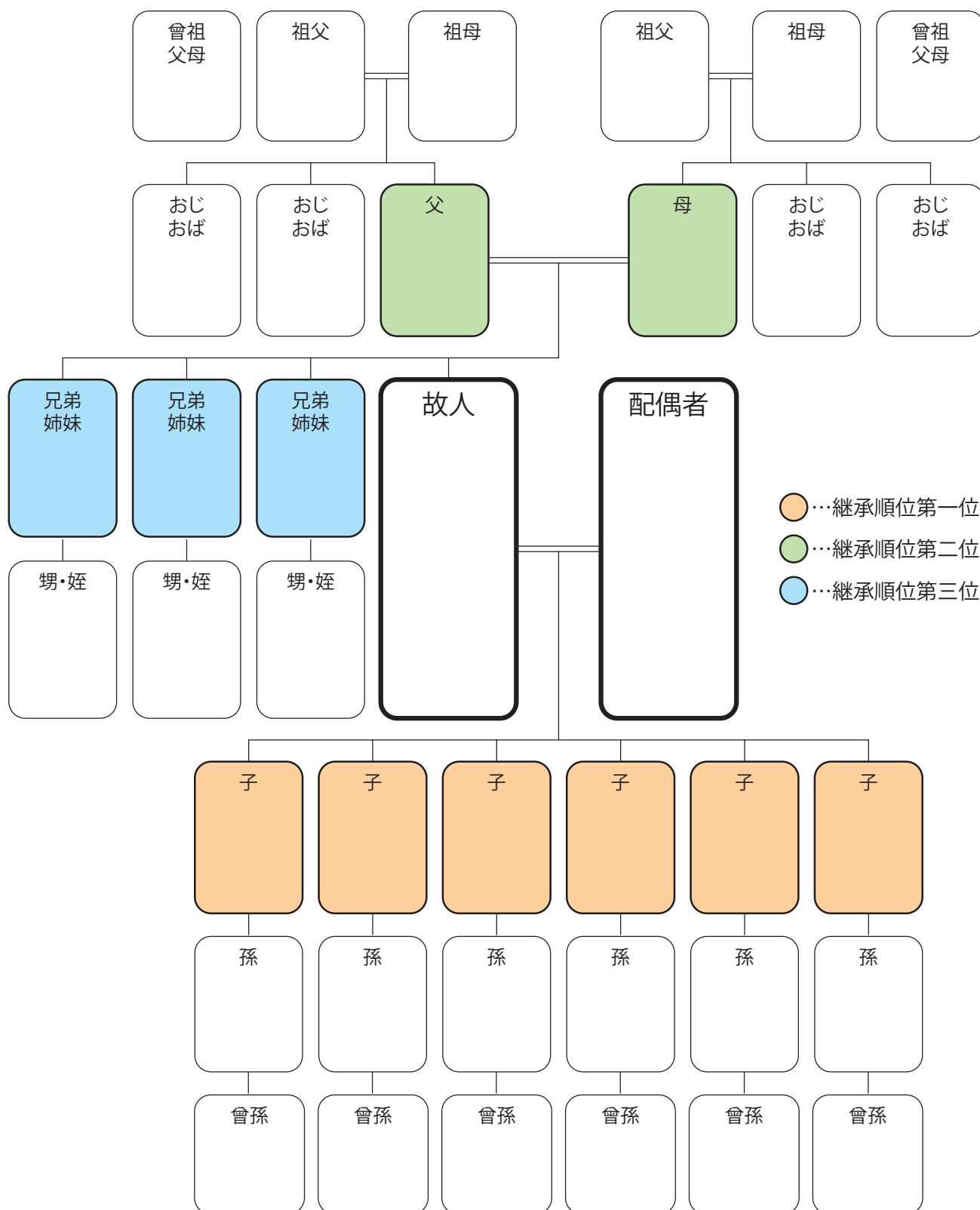
広告掲載事業者

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3か月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

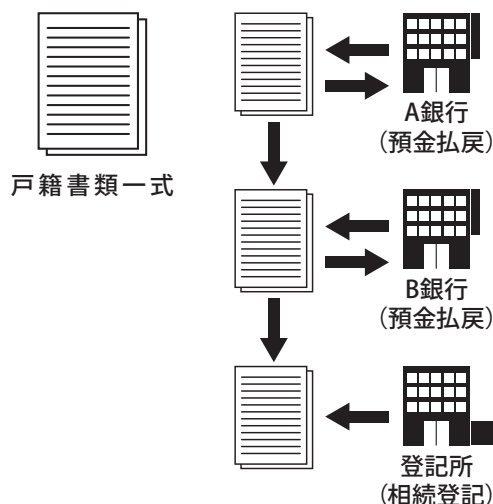
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

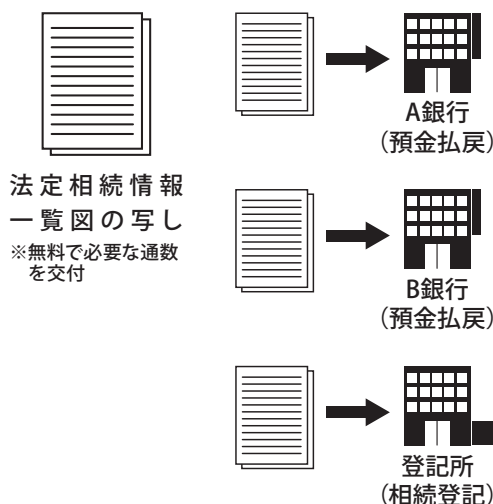
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 年 月 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号 - -

(宛先)坂東市長

※委任事項は、どなたの何の手續を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

遺品整理・特殊清掃ならお任せください！
遺品整理士認定協会 所属

合同会社 クリーンジャンプ

〒306-0624

茨城県坂東市矢作 3004-138

☎0297-44-6133

<https://clean-jump.staba.jp/>

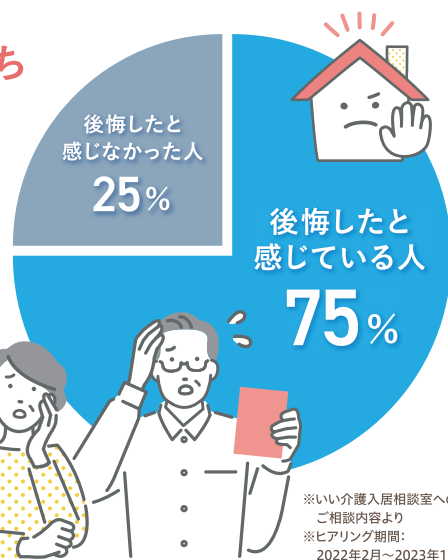
古物商許可 茨城県公安委員会【第 401260002194 号】
一般廃棄物処理収集 運搬業許可（坂東生指令第 92 号）

自分で老人ホームを探した人のうち

4人に3人が後悔している!?

自分で資料を取り寄せて見学に行ってみたけど、身体状況や費用面などの理由から「入居できなかった」「理想と違った!」など、我流の老人ホーム探しを後悔している人は意外なほど多いもの。

「いい介護」の専門相談員にご相談いただければ、そうしたミスマッチを起こすことなく、ご希望の条件に合った施設をご案内いたします!



※いい介護入居相談室へのご相談内容より
※ヒアリング期間:
2022年2月～2023年1月

私たちが、理想の老人ホーム探しをお手伝いします

「いい介護」は、老人ホームや介護施設など、高齢者のための住まいを探せる検索サイトです。相談歴10年以上という経験豊富な専門スタッフがさまざまな悩みやお困りごとを解決します。

いい介護
検索サイトはコチラ

相談実績
20万件

※2023年5月時点:
当社実績

ご相談
完全無料



0120-958-560

いい介護



【受付時間】9:00～17:00(年中無休)※年末年始を除く | 株式会社エイジプラス 東京都中央区京橋2-14-1 兼松ビルディング8F

相続した不動産の
手続きがわからず放置…
これからどうしよう

相続した実家が
古くなってきた。
今からでも
売れるのかな…

空き家の片付けが
進まなくて、
売りに売れない…

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

買取・売却も 空き家のお悩み まるっとお任せください!



専門知識を持つスタッフがーから丁寧にご説明し、
お客様の立場に立って全力でサポートいたします。

当社の3つのこだわり

無料査定

不動産の状態を確認し、
空き家(解体不要)を
まるごと買取、
または売却いたします。

片付け不要

家財等がそのままでも
まるごと買い取ります。
また、大切な思い出の
遺品整理の相談も
承ります。

不動産 手続き対応

相続登記や建物解体後の
滅失登記等の手続きは
専門家とワンストップで
対応いたします。

相続した不動産に関するお悩みをトータルサポートします

相談無料

完全予約制

オンライン対応

☎ 029-896-7990

まずは、あなたのお悩みをお聞かせください

坂東市限定

ザ・ハウス株式会社

ホームページは
こちら

〒300-2655茨城県つくば市島名万博公園西G5街区6ワークつくばビル102号室
URL: <https://www.the-house1.net/> 営業時間 10:00~19:00 | 定休日 なし
MAIL: info@the-house1.jp 許認可番号: 茨城県知事(1)7673号
FAX: 029-896-7992



大切に乘られていた愛車の

売却・廃車・

処分 お任せください!



電話査定
出張査定 **無料**

お電話にて査定・
ご自宅まで訪問査定いたします。

※お車によっては実際に拝見をお願いする場合がございます。

即日対応可能

※日時によりご対応出来ない場合もございます。

**売買成立後から
各種事務手続き
一括受託**

Q&A

Q. 問い合わせの際に何を伝えれば?

**A. 車検証、走行距離、ボディ状態(事故有無)を
お伺いさせていただきます。**

Q. 家族名義の車でも大丈夫?

A. ご家族、ご遺族のお車名義でも問題ございません。

Q. ずっと動かしていない車でも引取可能?

**A. どんな状態のお車でもお引取り可能です。
まずはご相談下さい。**

**ご家族は勿論、
遠方にお住まいのご親族からのご依頼でも対応可能!**

私たちの取り組み

シニア自動車事故による**被害・加害者軽減**
に向けた取り組みの一環として、お車買取り
事業を行っております。

【協賛店一覧】

- 高齢運転者運転免許自主返納サポート事業協賛店
- 茨城県交通安全協会協賛店
- 自動車安全運転センター SD カード優遇店

029-869-8211



D&P 株式会社

D & P inc. 茨城県つくば市榎戸 783-12

☎080-5629-6928

【営業時間】 10:00-19:00

【定休日】 水曜・土曜



\ LINE /

\ HP /



D&P 株式会社

検索

茨城県公安委員会 第 401310000275 号

弁護士による **相続問題解決** コンサルティング



弁護士法人 萩原総合法律事務所

代表弁護士：萩原 慎二（はぎわら しんじ） 所属弁護士会：茨城県弁護士会



相続問題の解決手段

あなたの相続の悩みに応じた解決手段を提案します

● 相続人調査

故人の相続人を捜すためにはどうすればいいか？

● 相続財産調査

故人の遺産が分からない。遺産はどのように調査すればいいか？

● 相続手続代行

故人の相続手続きを専門家に頼むことはできるか？

● 相続放棄

故人の借金を相続しないためにはどうすればいいか？

● 遺言無効確認の事前調査

遺言が無効かどうかやって調べるか？

● 遺産分割協議

他の相続人と遺産を分ける話し合いをする時のポイントは何か？

● 相続財産清算人

相続人のいない故人の不動産をどう処分すればいいのか？

● 遺留分侵害額請求

相続で自分の取り分が少ないがどうすればいいか？

📍 **常総支所** 〒303-0021 茨城県常総市水海道諏訪町 3277-1

TEL. 0297-44-9954

受付時間：平日 9:00～12:00 13:00～17:30

休業日：土日祝日、年末年始



本誌ご持参で、初回相談無料

発 行 坂東市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2025 年 10 月

